

2024年5月24日

各 位

会 社 名 ミナトホールディングス株式会社  
代 表 者 代表取締役会長兼グループCEO 若山 健彦  
(コード：6862、東証スタンダード)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 C F O 三 宅 哲 史  
( T E L 0 3 - 5 7 3 3 - 1 7 1 0 )  
<https://www.minato.co.jp/>

### 譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定を決議し、本制度の改定に関する議案を2024年6月27日開催予定の第68回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本制度改定の概要

当社は、2023年6月23日開催の第67回定時株主総会において、第8号議案「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」としてご承認いただき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役（以下総称して「対象役員」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入しております。

その際、譲渡制限期間については「本割当契約により割当てを受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間」とご承認いただいておりますが、今般、対象役員が退任時まで譲渡制限付株式を保有することにより当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期に渡り実現させることを目的として、譲渡制限期間につき「本割当契約により割当てを受けた日より、当社の取締役会があらかじめ定める当該役員の地位を退任した直後の時点又は株式の交付を受けた日の属する事業年度経過後3ヶ月を経過した直後の時点のいずれか遅い時点までの間」に改定することといたします（以下「本改定」といいます。）。なお、本改定は、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

本改定につきましては、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済の譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間を変更するものではありません。

また、譲渡制限付株式の付与のための報酬額については、2023年6月23日開催の第67回定時株主

総会にてご承認いただいたとおり、年額120百万円以内（このうち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬は年額100百万円以内（うち社外取締役は年額20百万円以内）、監査等委員である取締役に対する報酬は年額20百万円以内）として支給するものとなります。

なお、上記とは別に、当社取締役を兼務しない当社執行役員及び子会社の執行役員の一部に対しても、譲渡制限付株式報酬を支給する予定であります。

本改定後の本制度において、当社と対象役員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は以下のとおりであり、下線部が本改定に伴う変更箇所となります。

- (1) 対象役員は、本割当契約により割当てを受けた日より当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した直後の時点又は株式の交付を受けた日の属する事業年度経過後3ヶ月を経過した直後の時点のいずれか遅い時点までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。
- (2) 対象役員が、当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「役務提供期間」といいます）に当社又は当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役、監査役、執行役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象役員が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役、監査役、執行役、執行役員及び使用人のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（2）に定める地位をいずれも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## 2. その他

導入時の本制度の概要については、2023年5月26日付で公表した「取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬限度額、並びに取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬に関するお知らせ」もご参照ください。

以 上